

現行計画（新滋賀県環境総合計画）の点検・評価について

平成 16 年 3 月に策定された新滋賀県環境総合計画（以下、「現行計画」）では、「持続可能な発展をする社会の構築」を目標に、暮らしや事業活動の中で、だれもが自然に環境改善に取り組むことができる社会、すなわち、「環境を内部化した社会をめざす」ことを基本的な考え方とし、施策の展開を行ってきた。

現行計画（新滋賀県環境総合計画）の総括的な評価

【主な施策の実施状況】

現行計画の策定後、以下に示す事項をはじめ、各分野において様々な施策を展開してきた。

- ・ 琵琶湖森林づくり計画の策定と県民税の創設などにより環境面から森林整備が促進される仕組みが始まった。
- ・ 下水道整備などにより生活排水処理率が順調に向上した。
- ・ 環境こだわり農産物の生産面積の大幅な増加や農業排水対策の強化を図り環境負荷の少ない農業の拡大を進めてきた。
- ・ 地球温暖化対策推進計画の改定により温室効果ガスの県総排出量の削減目標を決め取り組んできた。
- ・ 産業廃棄物税条例の施行やリサイクル製品の認定制度の創設などにより資源循環型の事業活動を促進してきた。
- ・ 事業所の環境マネジメントの取り組みへの支援により環境配慮型の産業活動の定着を図ってきた。
- ・ 環境学習推進計画の策定や環境学習支援センターの開設を行い環境学習の支援体制を整えてきた。

【成果】

計画期間中において、県が実施した施策のほか、県民・事業者など各主体の取り組みの結果、琵琶湖への汚濁負荷量は着実に削減され、また資源化されない産業廃棄物量も大幅に減少するなど、暮らしや事業活動からの環境への負荷の削減が進展したほか、県民の買い物袋持参率や事業所の ISO14001 認証取得率も上昇するなど、県民や事業者の環境配慮行動の実践も一定程度は進んだものと考えられる。（次ページの「主な数値指標の進行度」を参照。）

【課題】

「環境を内部化した社会づくり」のためには、環境配慮行動ができる人づくりと環境配慮行動を容易にする社会の仕組みづくりが両輪となって進んでいくことが必要である。

琵琶湖環境の再生や温暖化対策の取り組みについては、「持続可能な滋賀社会ビジョン」で定めた長期的目標に向けて、今後さらに実効ある取り組みを推進する必要がある。

また、県民一人あたりのごみの排出量は微減という状況であり、また環境美化活動への参加率も 20% 台で低迷しているなど、十分に成果が表れていない面もある。

こうしたことから、今後もさらに環境負荷を低減する社会基盤の整備とともに、県民や事業者等の環境配慮行動の実践の促進に取り組む必要がある。

主な数値指標の進捗度(基準年の実績から目標値に対して、どれだけ近づいたか)

分野	指標名	進捗度	基準年 実績 (H13)	実績値 (H18)	目標値 (H22)	指標 の 型	目標値設定の考え方
豊かで美しい自然環境の保全	多自然川づくりを取り入れた工事の延長(km)		35.8	54.1	73.6	エ	一級河川における「多自然川づくり」の実施延長を指標とすることで、生物の生息に配慮した良好な河川環境の保全および創造の進捗度合いを計るもので、過去の事業の実績から設定した。
	都市公園面積(県民1人あたり)(m ²)		7.3	8.0	9.5	エ	県と市町が整備する都市公園について、近年の面積の伸びを参考に設定した。
健全な水環境の保全	琵琶湖の透明度(m)		5.9	7.5 (H19)	7.2	ア	平成9年の環境総合計画策定時に、昭和40年代前半の透明度(推定値)として目標設定した。
	下水道や浄化槽により生活排水の処理を行っている県民の割合(%)		73.6	87.3	100	ア	「滋賀県汚水処理施設整備構想」において、平成22年度に生活排水処理率100%をめざしており、これと合わせた目標とした。
	下水道を利用できる県民の割合(%)		69.5	82.2	85.0	エ	過去の下水道整備のトレンドを踏まえて設定した。
快適な生活環境の保全	温室効果ガス排出量(H2年を100とした指数)	- (下記注)	100 (H2)	100.4 (H14)	91.0	ウ	平成18年9月改定の「滋賀県地球温暖化対策推進計画」における県の温室効果ガスの削減目標による。
クリーンな新エネルギーの開発・導入	県内での太陽光発電による総出力電力(kW)		6,472	17,402 (H16)	100,000	イ	しが新エネルギー導入戦略プランの目標値であり、全国上位を目指す目標値として設定した。平成17年度以降は、統計調査が中止され実績値が把握できなくなった。
ゼロ・エミッションの取組の推進	県民1人が1日に出すごみの量(g)		969	948	900	エ	循環型社会構築に向けた県民の自主的な取り組みが反映される指標として設定したもので、平成9年度実績比5%減を目標値とした。
	1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量(千トン)		500 (H12)	240	200	エ	産業廃棄物の資源化が進むことにより低減する指標として設定したもので、H22年度の資源化されない産業廃棄物の排出量を平成9年度(60万t)比で1/3とすることを目標としている。
確実な環境配慮の実践	県民の環境美化活動への参加率(%)		22.1	20.5	30.0	エ	県民の環境への意識の高さや実践活動への意欲を計る指標として設定したもので、概ね県民の3人に1人は地域の環境美化活動に参加することを努力目標とした。
	買い物袋を持って買物に行く県民の割合(%)		32.3	38.0	40.0	エ	県民の環境に配慮した生活実践の度合いを把握するための指標として設定したもので、設定時の値を踏まえ、当面の努力目標として設定した。
	ISO14001認証取得件数(1,000事業所あたり)(件)		55.0	114.2 (H19)	114.9	エ	企業の環境負荷低減に向けた取り組みの代表的なものであることから指標としたもので、主な普及対象が大企業から中小企業への移りつつある状況の中で、伸び率を落とすことなく、認証取得の促進を図ることとして目標を設定した。
	環境こだわり農産物栽培面積(ha)		394	10,367 (H19)	12,000	エ	農業や化学肥料の削減など環境負荷を低減した農業の進捗度合いを表した指標として設定しており、H18年度に改定した滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の目標値にあわせて設定した。

進捗度の記号について
 ……進捗度90%以上
 ……進捗度70～89%
 ……進捗度50～69%
 ……進捗度30～49%
 ……進捗度0～29%
 ……基準年の値を下回っているもの

目標値設定のタイプ
 (ア)…滋賀のあるべき姿を示す理想値として設定
 (イ)…全国上位を目指す目標として設定
 (ウ)…国等の目標値にあわせて設定
 (エ)…過去のトレンド等を踏まえた実現可能な努力目標として設定

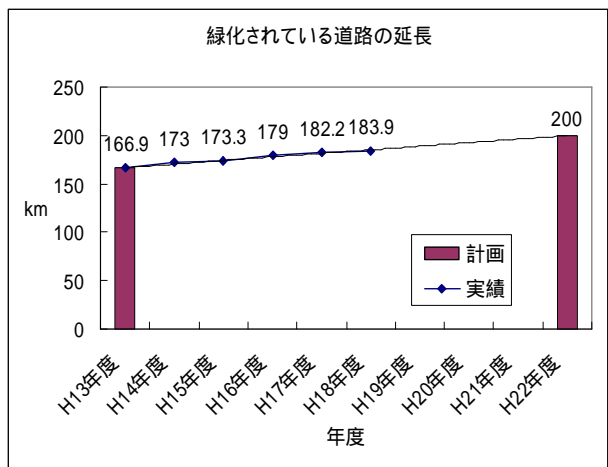
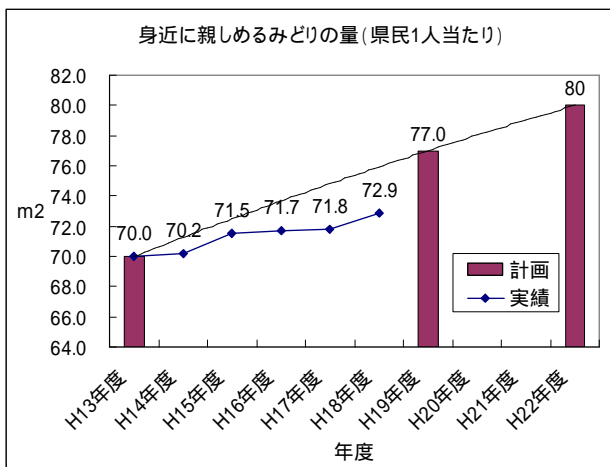
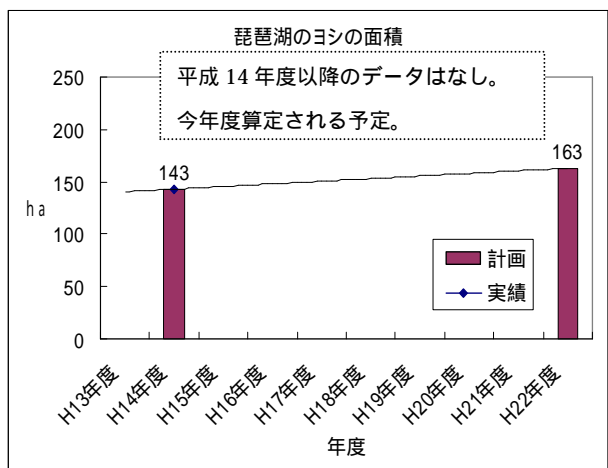
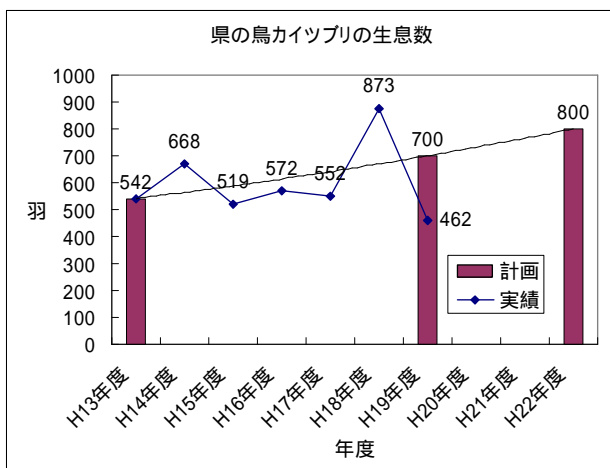
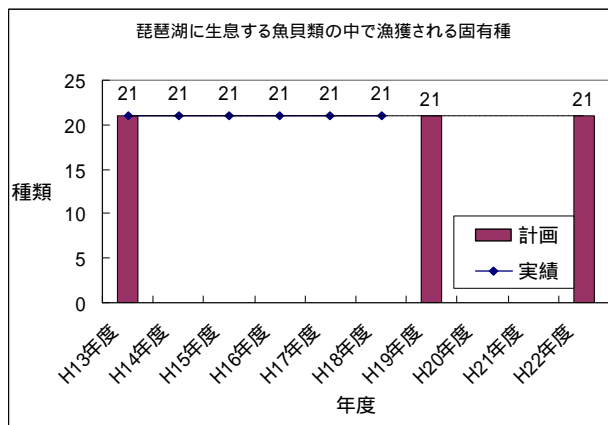
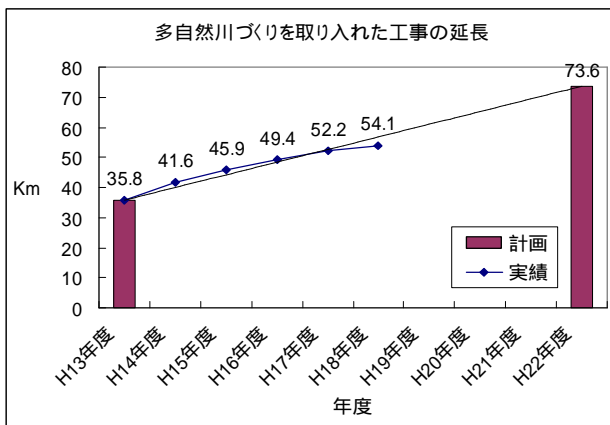
注) 指標のうち「温室効果ガス排出量」については、最新の実績値が、平成14年度データであり、現行計画の計画期間(平成15年度以降)の実績値が出ていないため進捗度は標記していない。

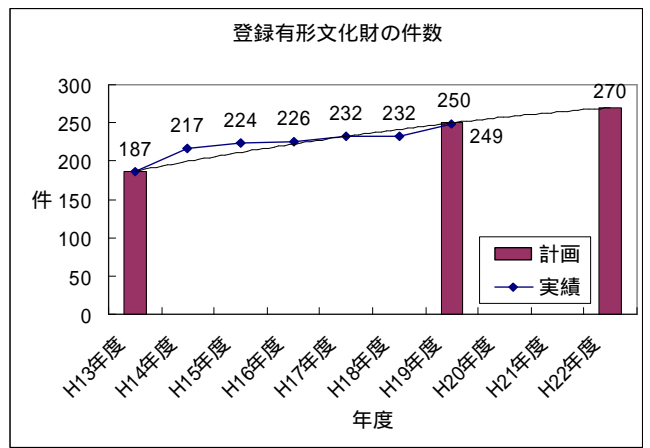
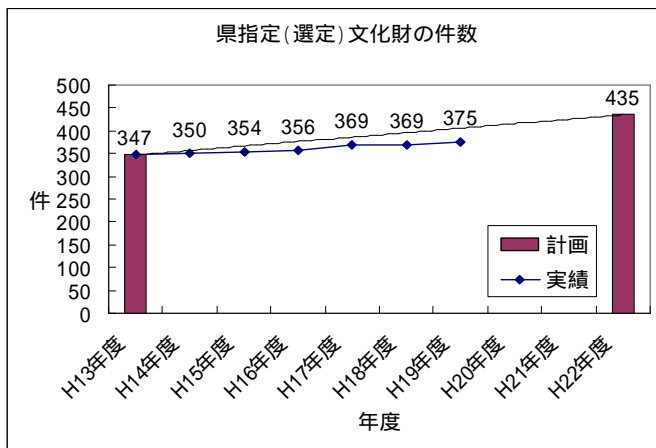
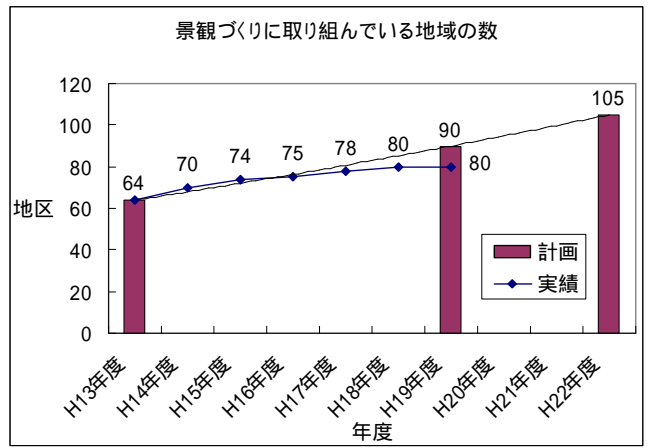
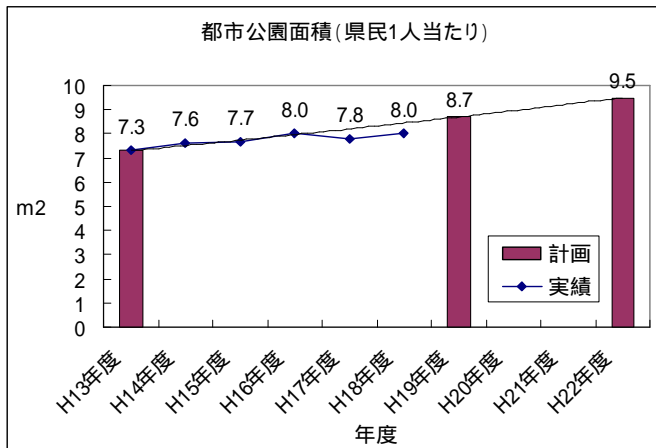
第1章 基本施策の推進

第1節 豊かで美しい自然環境の保全

1. 数値指標の状況

身近に親しめるみどりの量()については、目標値に対してやや低めの推移であるが、総じてこの分野の数値指標は、概ね順調に進捗している。





数値指標の見方について
 数値指標に対する実績値は、平成15年度から平成19年度までの各年の実績を示すことを原則としているが、毎年度算出されない項目については、算出された年度のみ表示している。
 また、現行計画の期間中に、指標の取り方を見直したり、数値指標の目標値を変更したのものについては、変更後の数値指標(グラフタイトルの前に印をつけている)や目標値を表示している。(横縞の棒グラフ)

2. 施策の結果評価

【主な取り組み状況】

野生動植物共生条例に基づく施策を推進し、希少種の保護、外来種のまんえん防止等に取り組んだ。

捕獲等を原則禁止とする「指定希少野生動植物種」に22種、飼養等の届出の義務づけと野外への放逐等を禁止する「指定外来種」に15種、有害鳥獣対策を講じる「指定野生鳥獣種」に5種をそれぞれ指定するとともに、希少野生動植物種調査監視指導員、被害防除推進員による現況調査、監視、被害防除や啓発活動を実施。

特定鳥獣保護管理計画等の策定・改定などを行い、シカ、サル、カワウなどの対策に取り組んだ。

シカには捕獲制限の緩和や個体数調整を行うほか、サルには、緩衝帯設置、防護策の設置や誘引物の除去等の防除対策捕獲を実施。カワウには、銃器等による個体数抑制の対策を進めた結果、自然増加は抑制されたが、県内の生息数は横ばい状況。

ヨシ群落保全条例やマザーレイク 21 計画に基づき、着実にヨシ群落の保全・造成等を行った。

平成 15 年度から平成 22 年度までに 20ha の造成目標に対し、平成 19 年度までに約 12ha 造成。ヨシ群落等を生息場所とするカイツブリの生息数は、年ごとの変動はあるものの、増加基調。（平成 13 年度 542 羽 平成 17～19 年度平均 629 羽）

内湖機能再生の可能性を検討するため、早崎内湖の再生に取り組んでいる。

琵琶湖において年間 400～500 トンの外来魚を駆除し、その推定生息量は、減少傾向（平成 14 年春 3,000 トン 平成 19 年春 1,600 トン）にある。

水草の繁茂状況に応じて刈り取りを実施した。

水草刈取り量は、年間約 1,520～3,000 トン（平成 15～19 年度の実績）。

インターネットや自然公園施設等を通じて自然環境に関する広報活動を行うとともに、県民、NPO 等との情報交換を進めている。

国の森林吸収源対策や琵琶湖森林づくり事業により、これまでの森林整備に加え、環境の側面からも森林整備を進めることができた。

除間伐を必要とする人工林に対する整備割合（平成 15 年度 64% 平成 18 年度 74%）平成 19 年度から、森林環境学習「やまのこ」事業を開始した。

平成 19 年度 115 校で開始し、平成 21 年度には県内全て（246 校）の小学 4 年生の参加を目指す。

人工湖岸を、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へ再生する事業を実施した。また、湖岸浸食の著しい砂浜湖岸については、浸食防止対策等を実施した。

「湖国風景づくり宣言」を策定し、平成 19 年度に景観指針として位置付けするとともに、平成 20 年度に滋賀県景観計画を策定した。

【課題】

近年のレジャーの形態の変化等にもなあって、自然公園の園地のあり方を再検討する必要が生じてきている。

外来植物の侵入、植生遷移、観光、開発等により、伊吹山の自然環境の劣化が懸念されている。

野生動植物の生息・生育環境として優れた地域が限られており、分断されている。このため多くの野生動植物が減少し、絶滅が危惧される。一方、生息数・生息域を拡大しつつあるシカ、サル、カワウなどについては、個体数調整が十分ではなく、依然として農林水産業被害が生じている。

外来魚に加え、新たな外来植物の侵入・定着が相次いで確認されており、その防除が十分に行えていない。

自然環境保全に関する意識は高いが、保全活動への参加等にまで十分に結びついていない。

国の森林吸収源対策の強化に呼応して、さらに森林整備を実施する必要がある。

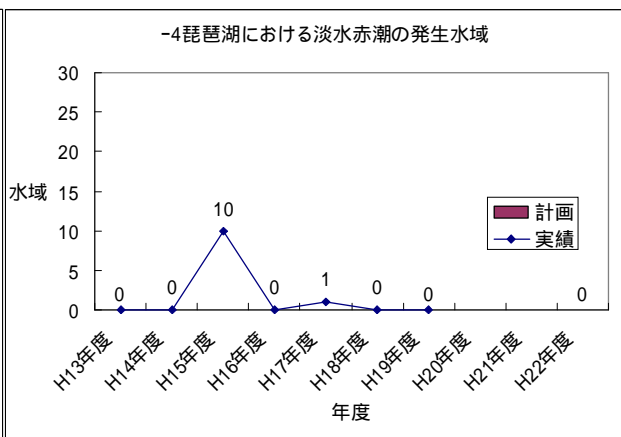
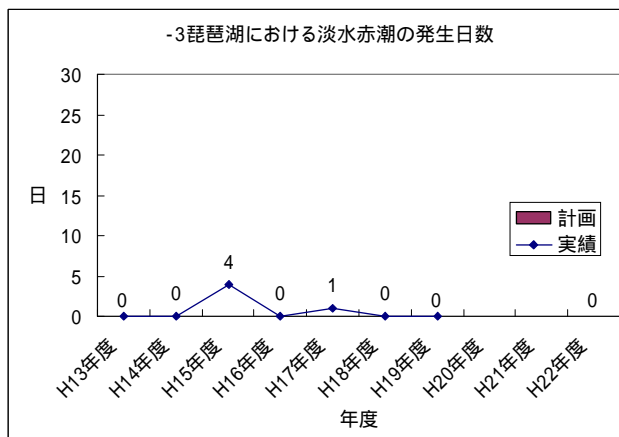
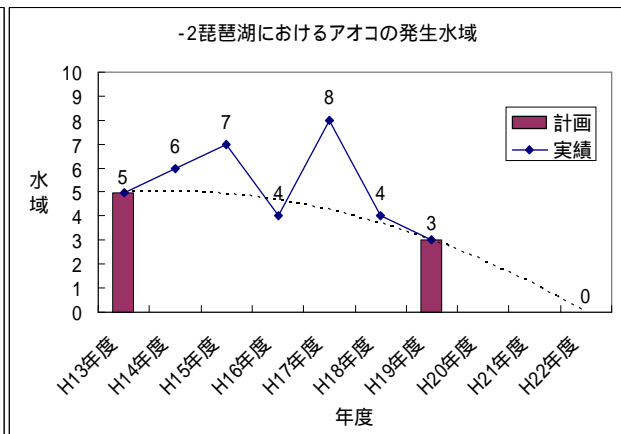
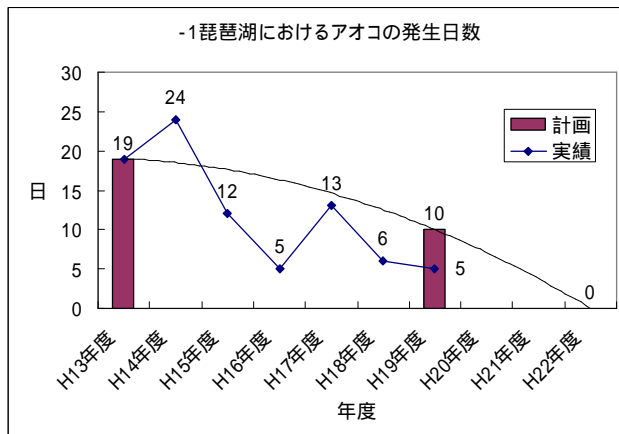
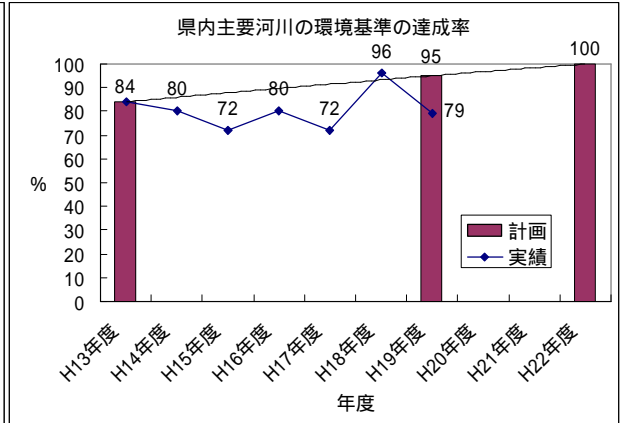
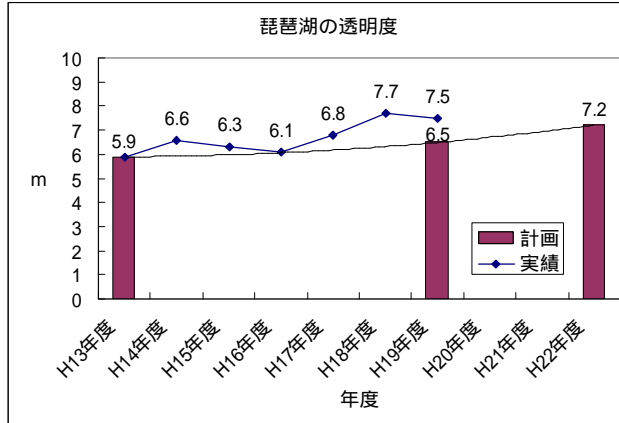
景観行政団体となる市町が増加することに伴い、地域の特性に応じた景観形成を図ることができる反面、県土の一体的な景観保全を図ることが難しくなることが予想される。このため、景観行政団体間で連携を図ることが重要となる。

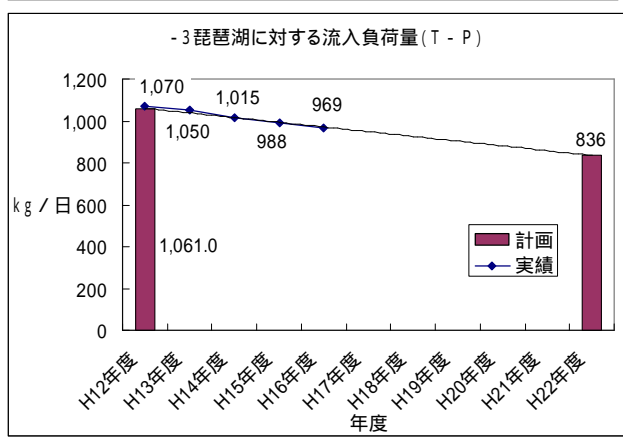
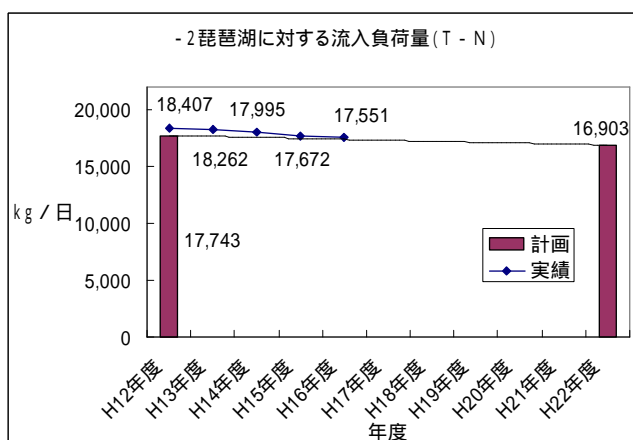
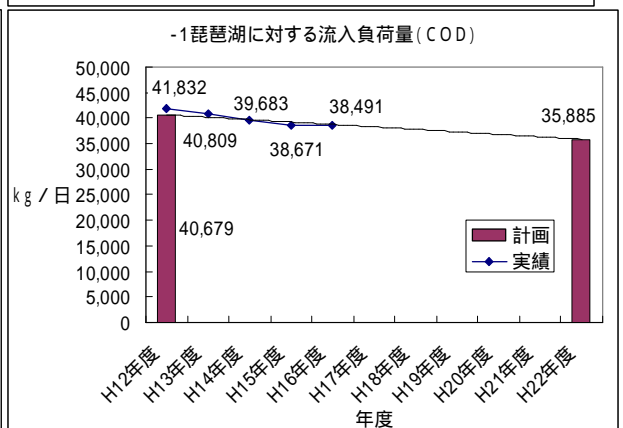
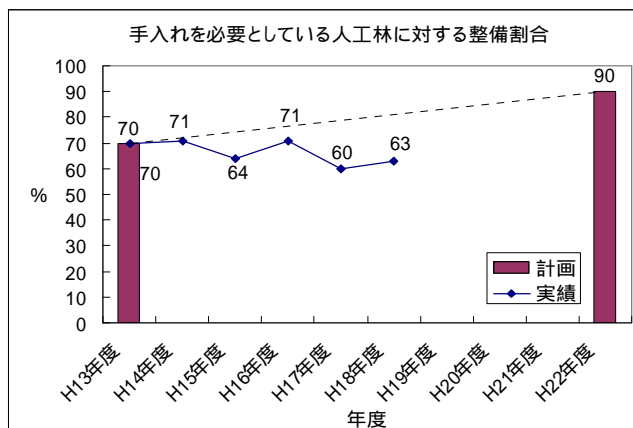
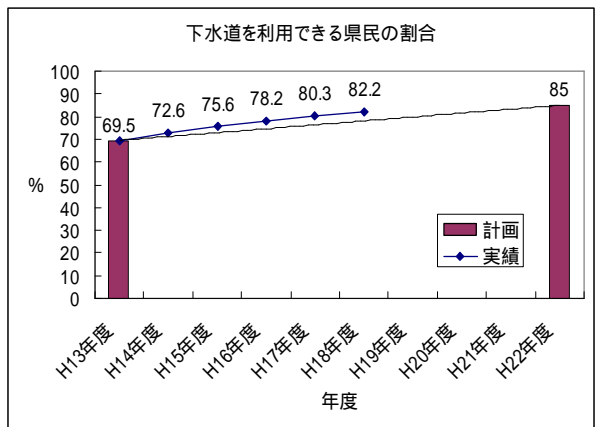
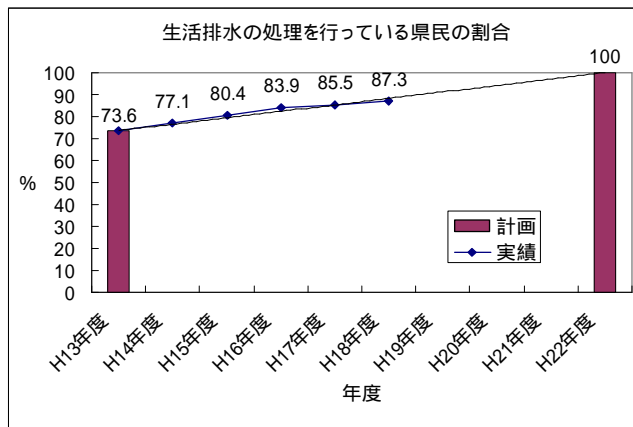
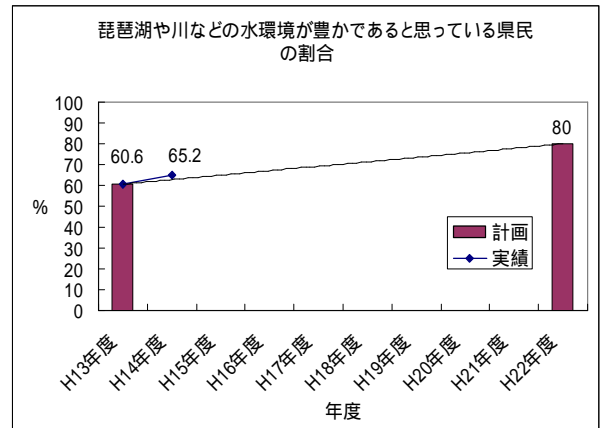
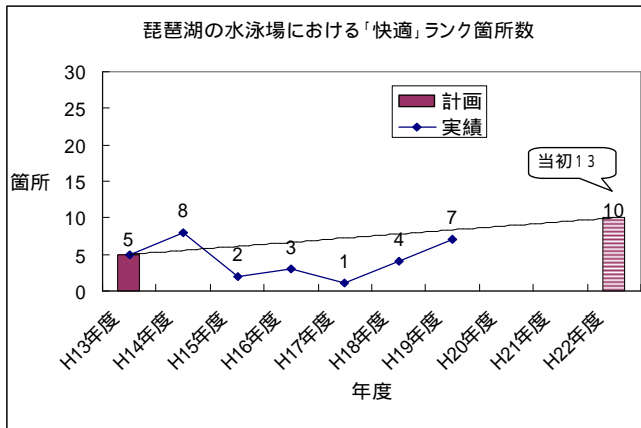
第2節 健全な水環境の保全

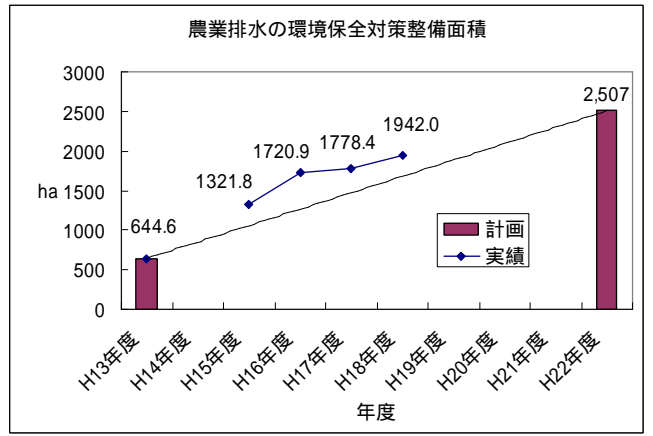
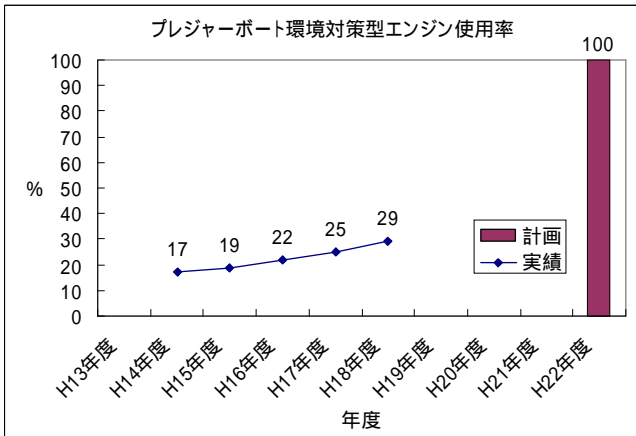
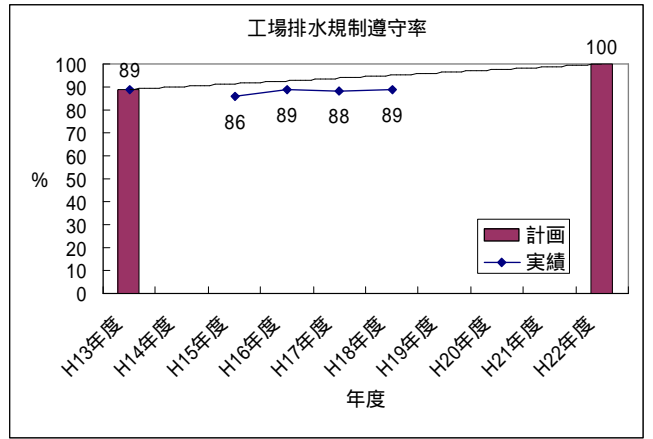
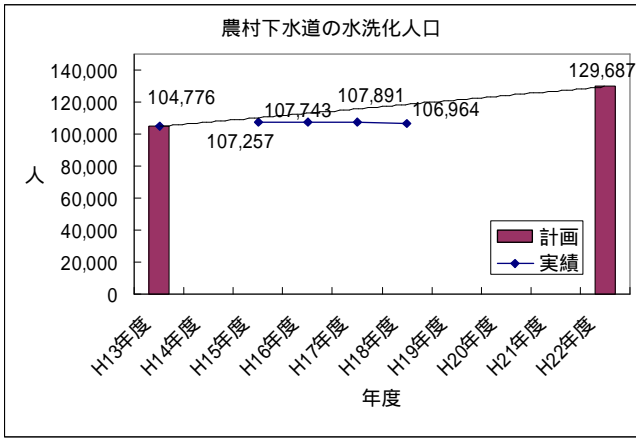
1. 数値指標の状況

生活排水の処理率（ ）や下水道を利用できる県民の割合（ ） 農業排水の環境保全対策整備面積（ ）などは順調に伸びており、琵琶湖への流入負荷量（ ）は、概ね順調に削減傾向が示されている。

また、琵琶湖や河川水質などに関する指標（ ～ ）についても、年ごとの変動はあるが、概ね良好に推移しており、淡水赤潮（ ）やアオコ（ ）についても一定程度に抑えられている。







2. 施策の評価結果

【主な取り組み状況】

下水道普及率や生活排水処理率の向上など、生活排水対策は順調に進み、琵琶湖への流入負荷量の削減が進んでいる。

平成12年度から平成16年度の流入負荷の削減率は、CODで8.0%、T-Nで4.7%、T-Pで9.4%。

環境こだわり農産物の栽培面積の拡大(平成15年度1,225ha 平成19年度10,367ha)や「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の拡大により、農業排水対策が強化されている。

プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用については、利用者へのルール周知や保管施設を通じた指導を行った。これにより、使用比率は徐々に高まっている(平成15年度19% 平成18年度29%)が、100%にはまだ遠い状況にある。

琵琶湖への汚濁負荷を削減するために、流入河川対策や底質改善対策を実施した。水源かん養機能など森林の持つ機能を活かすために、国の森林吸収源対策としての支援措置や琵琶湖森林づくり事業による環境林整備事業により、除間伐を必要とする森林の整備を重点的に進めている。

除間伐を必要とする森林の整備割合は増加。(平成15年度64% 平成18年度74%)循環かんがいの取り組みを積極的に支援してきた結果、農業用水の循環かんがい利用量が平成15年度に比べ8.5倍に増大した。

【課題】

流入負荷量の削減による琵琶湖の水質改善効果の検証やBODとCODの乖離現象等を解明する必要がある。

水環境の持つ多様な価値を総合的に捉え、合意形成などに活用するため、県民にわかりやすい指標を設定する必要がある。

北湖底層部の低酸素化に関する実態把握および生態系や水質への影響把握が必要である。

下水道については、維持管理費の増大への対応やストックマネジメントの推進が課題である。

環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとなるよう、引き続き推進する必要がある。

プレジャーボートの保管施設を通じた指導や違反者の取締によって、条例の実効性を保つことが必要である。

林業の低迷により放置された森林が増加しており、環境を重視した森林づくりについて、一層の理解を図る必要がある。

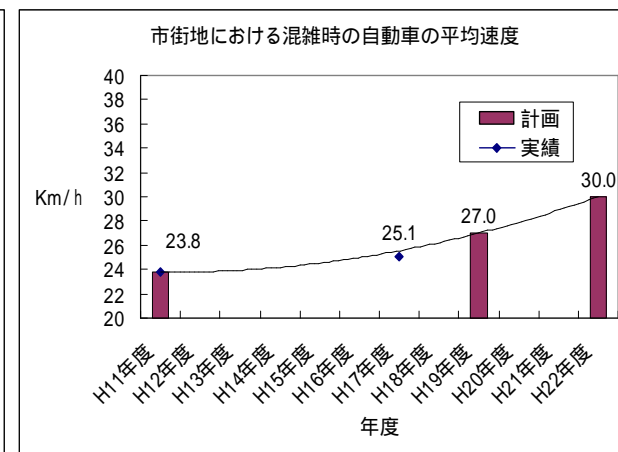
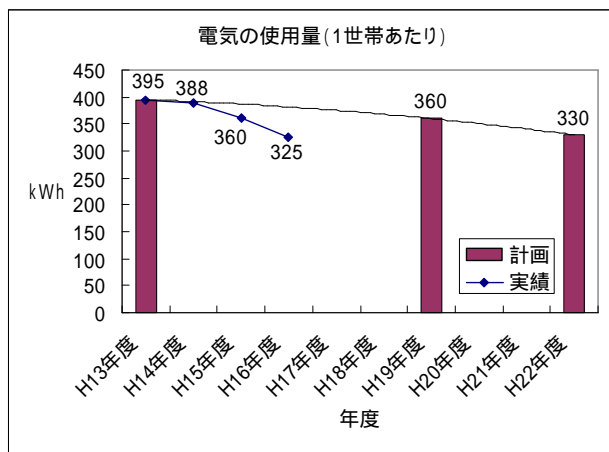
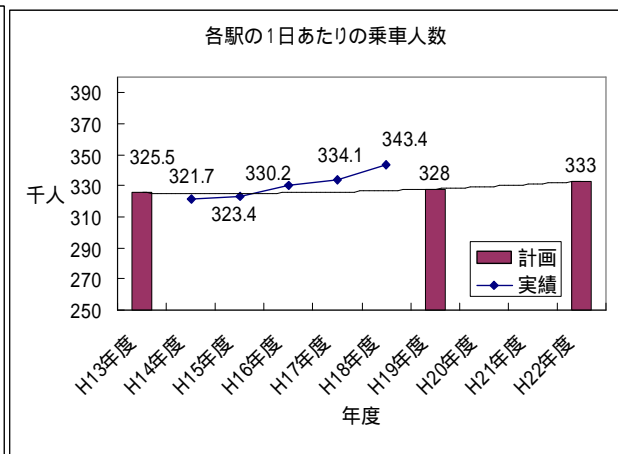
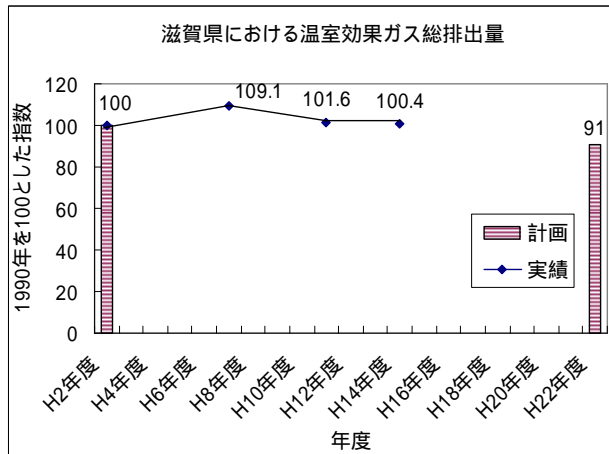
第3節 快適な生活環境の保全

1. 数値指標の状況

温室効果ガスの排出総量については、平成7年から平成14年の間では、県人口が増加(105.6%)している中で、総排出量は一定抑制されている傾向がみられる。

()

また、比較的環境負荷の少ない鉄道の利用に関する指標()は目標値を上回り、順調に推移している。



2. 施策の評価結果

(1) 地球温暖化対策の推進

【主な取り組み状況】

「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を平成 18 年 12 月に改定し、平成 22 年度において県域における温室効果ガスの総排出量を平成 2 年度比で 9 %削減することを目標とした。

地球温暖化対策として、総合的に温暖化対策への取り組みを推進した。

地球温暖化防止活動推進員（約 100 名）による地域での啓発活動などを推進。エコカーの普及を図るためのエコカーマイスターは、平成 19 年度末で 320 名を認定。

2030 年（平成 42 年）に県の温室効果ガスの総排出量を 1990 年（平成 2 年）比で半減するという目標を含む「持続可能な滋賀社会ビジョン」を平成 20 年 3 月に策定した。

【課題】

温室効果ガスの削減につながる効果的な施策の展開を図るため、世界や国の動向も踏まえながら、仕組みづくり、制度づくりを行っていく必要がある。

「持続可能滋賀社会ビジョン」に掲げた温室効果ガス半減という目標に向けた、具体的な施策の展開が必要である。

(2) 大気環境保全対策の推進

【主な取り組み状況】

大気環境負荷低減条例に基づき事業者が策定する大気環境負荷低減計画について、取り組み事例集を作成・配布し、事業者の計画策定を支援した。

平成 19 年度末までに 706 事業所から計画が提出された。

エコ交通を全県的に展開するための推進体制は確立できなかったが、「びわこ横断エコバス」の運行や「鉄道版エコ交通モデル」の確立に向けた各地域の取り組みにより、エコ交通に対する理解と気運の醸成を図ることができた。

【課題】

大気環境について、モデルによるシミュレーション等を実施し、大気自動測定局の配置や光化学スモッグ注意報発令地域の適正性を検討する必要がある。

条例に基づく大気環境負荷低減計画が未策定の工場、事業場への指導を進める必要がある。

交通事業者・関係団体・関係市町等との連携を強化し、これまでのエコ交通の取り組みを「エコ交通モデル」として、全県的に展開していく必要がある。

(3) 化学物質対策の推進

【主な取り組み状況】

公害防止条例を改正し、土壌汚染対策法の対象外の事業場に対する、土壌・地下水汚染の防止に関する仕組みを追加した。（平成 20 年 8 月から施行。）

地下水の水理・地下水データの集約を行い、地下水汚染事例により的確に対応できるようになった。

環境こだわり農産物の栽培面積の大幅な拡大によって、化学合成農薬の使用量が確実に削減されている。

【課題】

P R T R法に基づく情報の公開と活用などにより、環境リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

改正した公害防止条例を着実に運用し、土壌・地下水汚染対策を進めていく必要がある。

環境リスク対策について、工場自主管理チェックシートの活用などにより行政と企業の連携のもと、工場の自主管理体制の確立を図る。

(4) 騒音・振動・悪臭対策の推進

【主な取り組み状況】

地域の実情に合わせた規制を行えるよう市町への権限移譲や支援を行っている。

プレジャーボートの騒音について、住宅地に近接した湖岸を航行規制水域として指定を行った。

航行規制水域の指定箇所は23箇所。土日祝日を中心に監視船による監視を年間約60回実施。

平成15年度から臭気指数規制(人の嗅覚の感覚量に対応した規制)を導入しており、県内の4市3町で採用されている。

【課題】

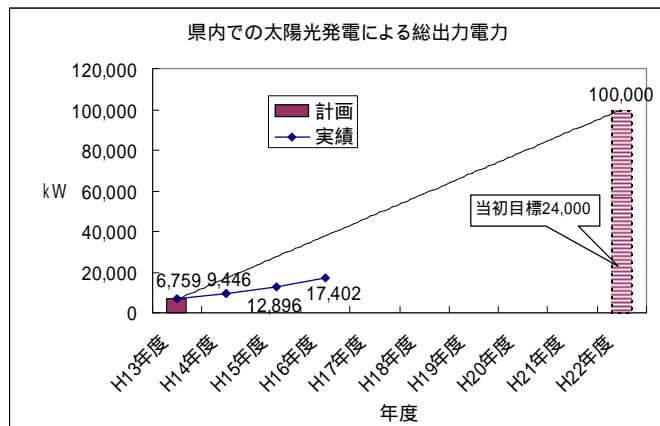
低騒音舗装の前提となる道路整備に遅れが生じており、現時点では、低騒音舗装実施の効果を評価できる段階に至っていない。

プレジャーボートの騒音が水鳥の生息環境に大きな影響を及ぼす水域についても、必要に応じて規制水域の指定を行う必要がある。また、航行規制水域内での違反航行に対しては、警察と協力して厳しく取り締まっていく必要がある。

第4節 クリーンな新エネルギーの開発・導入

1. 数値指標の状況

太陽光発電による総出力電力の平成22年度の目標値については、現行計画当初の24,000kWから100,000kWに上方修正しており、目標値とは大きな開きがあるものの、着実に増加してきている。



2. 施策の評価結果

【主な取り組み状況】

県民、事業者、行政が一体となった主体的な取り組みを推進するため「新エネルギー導入戦略プラン」を策定した。

個人が設置した太陽光発電施設に対して余剰分の売電量に応じて助成を行うモデル事業を実施した。

参加登録件数 2,053 件。平成 17～19 年度の 3 年間の助成対象電力量 5,247,655kWh、補助金交付額 45,304 千円。

地域の特性に応じた新エネルギーの利用を推進するために、産学官の連携による新エネルギーの研究や、バイオディーゼル燃料バスの実証試験を行った。

平成 19 年度は、路線バス 14 台が運行し、計 15,281 リットルのバイオディーゼル燃料を使用。

【課題】

新エネルギー導入を推進するために、資金的問題（初期費用が大）が障壁になっている。

資金的な支援のみではなく、新エネルギーの導入が進むような新たな仕組みの構築が必要である。

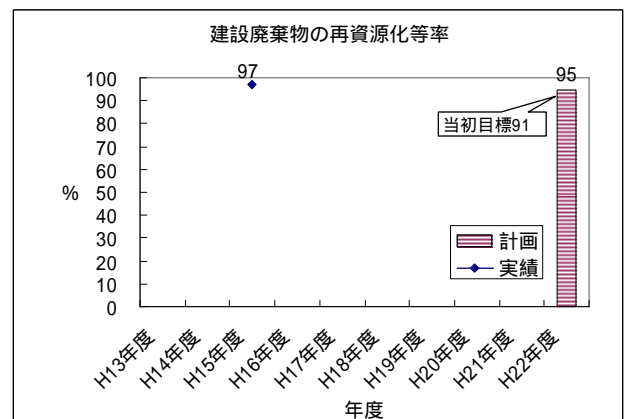
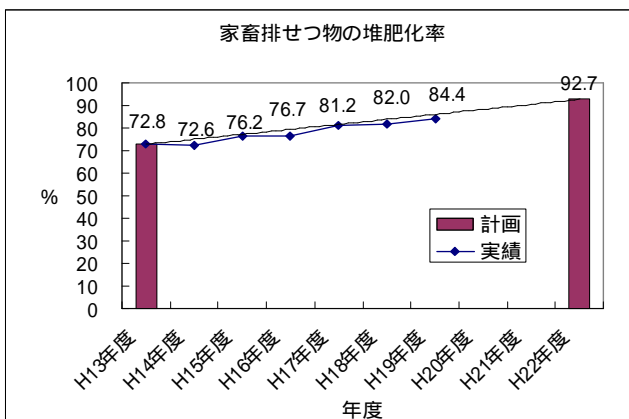
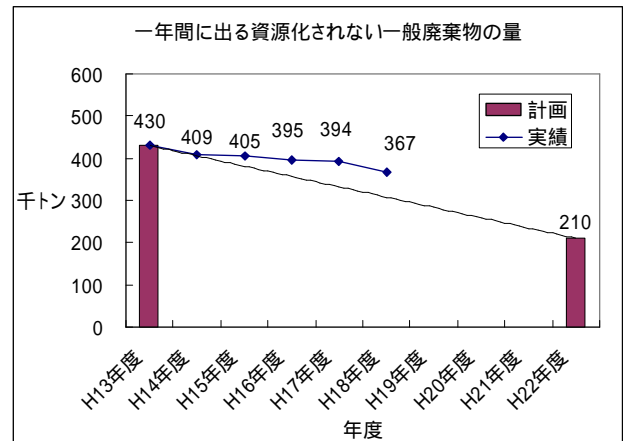
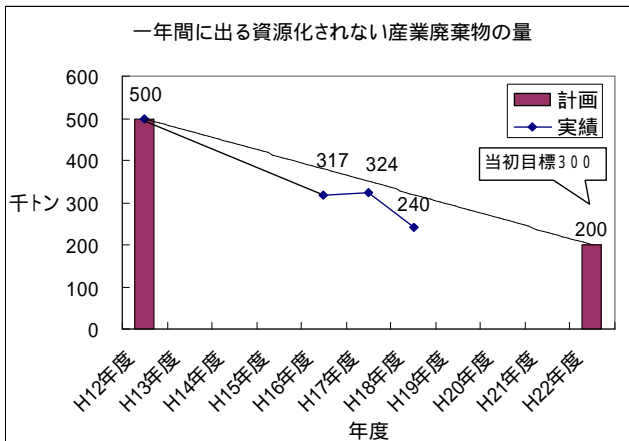
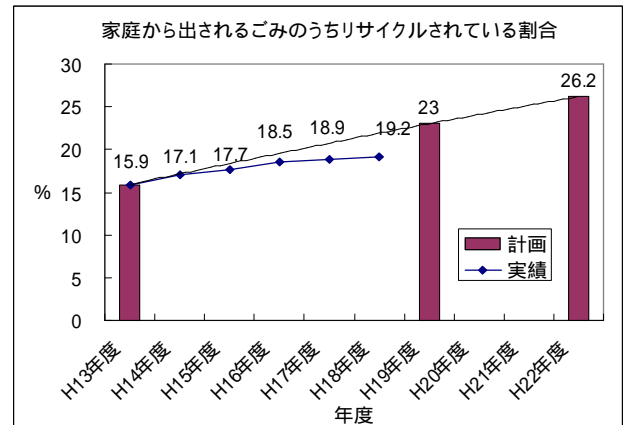
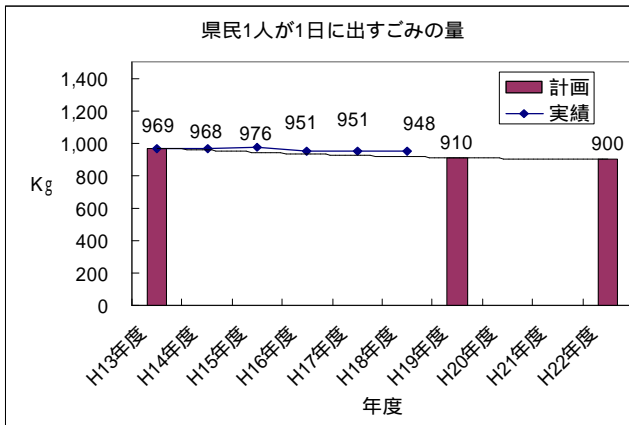
新エネルギーの導入が進みやすい環境づくりや、各主体が参加できる新たな仕組みの検討を行っていく必要がある。

第5節 ゼロ・エミッションの取り組みの推進

1. 数値指標の状況

県民1人が1日出すごみの量()は、ここ数年微減状態にあり、家庭ごみのリサイクル率()についても着実に増加しているものの、目標値に対しては、やや低めの推移となっている。

また、資源化されず最終処分等される廃棄物量については、特に産業廃棄物()では大きく削減されてきているが、一般廃棄物()では目標に対してやや削減が遅れぎみである。



2. 施策の評価結果

【主な取り組み状況】

県内の8地区においてバイオマス地区利用計画の策定や、たい肥化施設整備等が実施され、それぞれの地域の特色に応じたバイオマス利活用に向けての取り組みが推進された。

エコタウン計画については、県と地元市が計画主体となり地権者の協力のもと事業を推進してきたが、事業の推進体制や協力体制が維持できなくなり事業は中止となった。産業廃棄物については、産業廃棄物税条例を施行するとともに、税を財源とした各種の有効利用支援施策により資源循環型処理を進めている。

平成19年度実績では、約3,500万円の産業廃棄物税を活用した事業を実施。

産業界におけるゼロ・エミッションの取り組みや廃棄物のエネルギー利用が進み、資源化されない産業廃棄物の量は大きく減少してきている。

事業者のゼロ・エミッションを支援するため、リサイクル製品の認定制度の創設や滋賀県資源化情報サイト「リサイクルねっと・しが」を開設した。

ボランティアによる地域の清掃活動を促進する淡海エコフオスター制度への登録は平成19年度末時点で501団体と順調に広まっている。

クリーンセンター滋賀については、環境に配慮しながら整備を進め、平成20年度の開業を予定している。

県の公共関与による熱利用型焼却施設(県南部広域処理システム)の整備計画については、産業界による産業廃棄物の自主的な有効利用の進捗などにより平成20年2月に中止とした。

不法投棄等不適正処理件数は年々減少している。また、新規事案の年度内解決率が、以前は50%前後であったが、近年は70%台に向上している。

【課題】

一般廃棄物については、1人当たりの排出量の削減傾向が鈍化してきており、人口増に伴い総排出量が増加することが懸念されるため、3Rの取り組みを一層推進していく必要がある。

下水道の進捗に伴い汚泥の増加が見込まれることから、引き続き、エネルギー利用も含め、汚泥の有効利用を推進する必要がある。

リサイクル認定製品の利用促進を進める必要がある。

バイオマスを利用する事業の採算性が課題である。

不法投棄の監視体制の充実を図る必要がある。

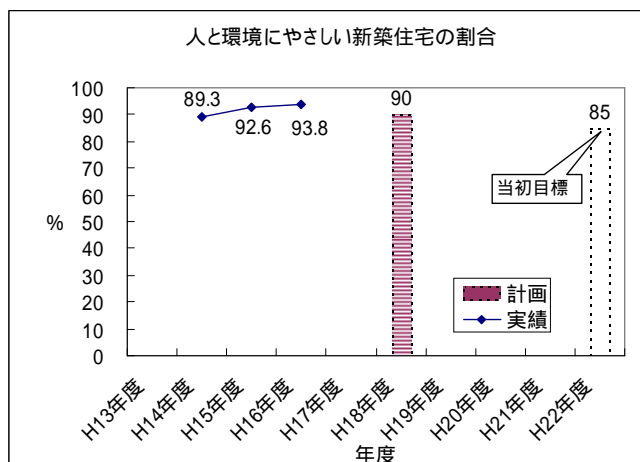
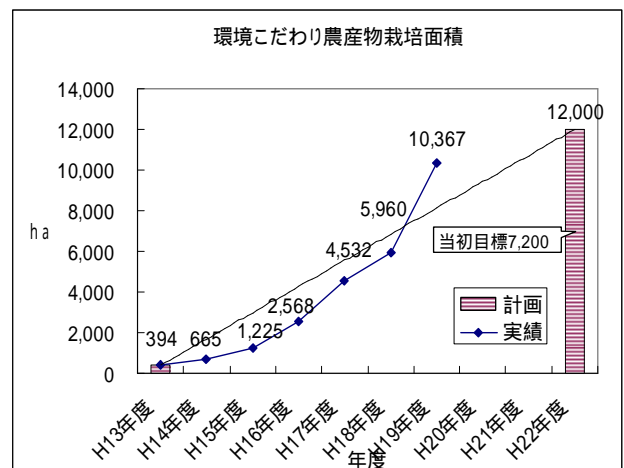
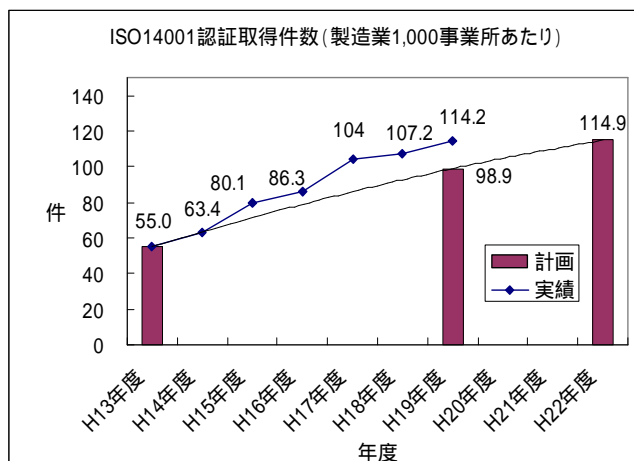
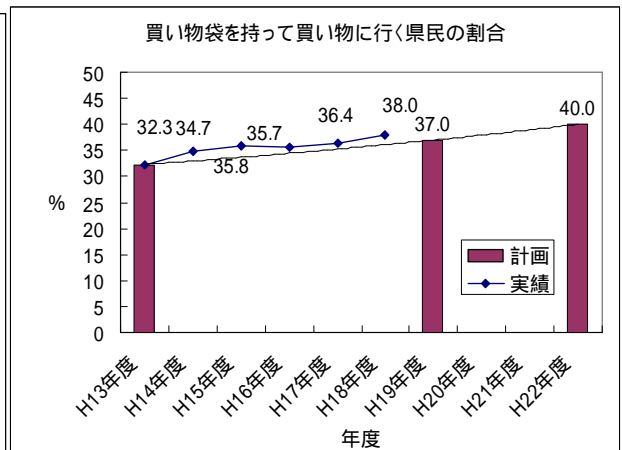
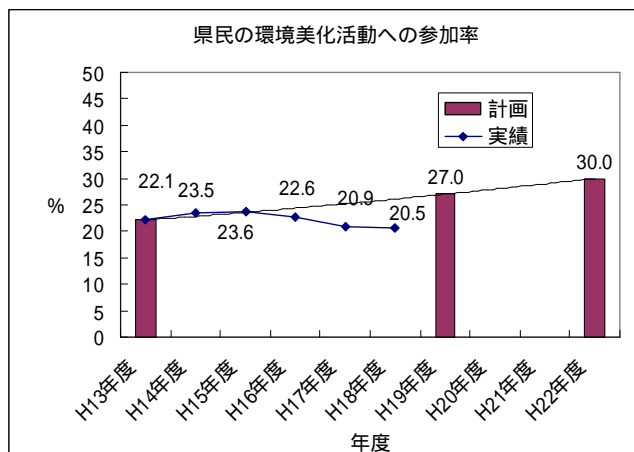
産業廃棄物処理に係る電子マニフェストの普及促進を図る必要がある。

第6節 確実な環境配慮の実践

1. 数値指標の状況

環境こだわり農産物栽培面積（ ）は、目標値を上方修正しているが、その目標値に対しても順調に増加している。

また、買いもの袋持参率（ ）ISO 認証取得割合（ ）といった項目も順調に増加し環境配慮行動の浸透がうかがえるが、一方で県民の環境美化活動への参加率については、20%台で低迷している。



人と環境に優しい新築住宅（ ）については、指標の対象事業が平成18年度までで終了となっている。

2. 施策の評価結果

【主な取り組み状況】

平成 16 年 3 月に県環境学習推進条例を制定し、同年 10 月に県環境学習推進計画を策定した。さらに、これらに基づき平成 17 年 6 月に県環境学習支援センターが設置され、環境学習を支援する体制が整った。

平成 19 年度末までの活動状況：環境学習支援センター相談件数累計 496 件、環境学習情報ウェブサイトに登録された環境学習プログラムなどの件数 1,257 件、幼児自然体験プログラム実施幼稚園・保育所等の累計 287 園。

こどもエコクラブの参加が拡大した。(平成 19 年度実績 198 団体、7,545 人)

「新しい環境習慣」の啓発・支援などにより、県民の買い物袋持参率は着実に上昇している。

県民の買い物袋持参率は、平成 15 年度 35.8% 平成 18 年度 38.0%。

環境こだわり農産物栽培面積は、大きく増加した。(平成 15 年度 1,225ha 平成 19 年度 10,367ha)。さらに、平成 19 年度から世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により、地域ぐるみで農村の自然環境を保全する取り組みが始まった。

事業所の環境マネジメントシステムの導入については、製造業 1,000 事業所あたりの ISO 認証取得件数(平成 15 年度 80.1 件 平成 19 年度 114.2 件)と、大きく進展したほか、中小事業所を主な対象としたエコアクション 21 の認証取得も着実に進展し、全国的にも高い普及水準となっている。

平成 20.5.30 現在、滋賀県内でのエコアクション 21 の登録件数は 65 件。

「びわ湖環境ビジネスメッセ」は、10 年間で延べ 2,300 を超える企業と延べ 39 万人を超える来場者があり、有効商談件数も順調に伸びている。

平成 19 年度までの有効商談件数(累積)29,628 件。

平成 18 年度より、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者から優先的に物品の調達を行う「グリーン入札制度」を実施している。

県内産木材の活用や自然エネルギー等の活用により環境負荷の低減を図る住宅の普及を目指して、「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針を策定し、公表した。

経済界と県が連携して、環境成長経済で雇用創出と事業革新を牽引することを目指し、エコ・エコノミープロジェクト戦略本部を設立した。

【課題】

環境への関心は高く環境学習にも取り組まれているが、実践へのつながりが不十分である。

就学年齢期には環境学習の機会是比较的充実しているが、その後の学びのステージにつながっていない。

身近な地域での環境学習を展開するため、県と市町との連携を強化する必要がある。中小企業など、普及が遅れている事業者への環境マネジメントシステムの導入を促進する必要がある。

農産物の地産地消を推進する上で、県産農産物の生産拡大が必要である。

「滋賀らしい環境こだわり住宅」の普及促進策や県産材の流通システムの確立が必要である。

第7節 新たな環境活動基盤の整備

1. 数値指標の状況

(第7節では、数値指標は定めていない。)

2. 施策の評価結果

(1) 環境コミュニケーションの普及

【主な取り組み状況】

水質に関する工場施設管理自己診断シートを作成した。

P R T R制度により把握された情報を活用することにより、県内で使用量の多い化学物質の大気中濃度のモニタリング調査を実施し、その結果を環境白書等により公表した。

平成16年度からトルエン、キシレン等6物質のモニタリング調査を開始し、さらに平成17年度からは1物質を加え、計7物質を調査。

各流域で住民主体の流域協議会が設立・運営され、環境調査や河川美化活動などに取り組んでいる。

地域住民を交えた川づくり会議を開催し、治水対策や環境保全など、地域の特性を生かした川づくりを進めている。

農家と地域住民やNPO、企業等と協働した地域づくりやグラウンドワーク活動については、地域において環境整備活動を通じて新たな組織体制が整備されつつある。

平成19年度末までに、目標の6地区で自立した活動が始まっている。

【課題】

環境情報の効果的な活用等により、「環境リスクコミュニケーション」をさらに推進する必要がある。

各流域協議会は、自立した運営に向けて再構築が必要である。

戦略アセスメント制度についてさらに検討を進める必要がある。

(2) 調査、研究の推進および(3) 多様な政策手法の活用

【主な取り組み状況】

平成17年6月に「琵琶湖環境科学研究センター」を開設し、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境に関する総合的な試験研究や情報提供などを行っている。

平成17～19年度の3カ年を対象にしたセンター中期計画に基づき、調査研究を実施した。その研究成果は、「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定などの行政施策に活用されている。3カ年の主な活動実績は、学会等発表延べ219件、報告書等延べ80件、琵琶湖文献収集件数延べ969件、ホームページアクセス件数延べ297,528件。

琵琶湖環境科学研究センターと大学等の連携により、琵琶湖流域統合管理モデルを構築した。

平成19年3月に京都府と滋賀県が策定した琵琶湖に係る第5期湖沼水質保全計画の目標水質設定等に活用。

大学等の研究成果を社会還元するための(独)科学技術振興機構の活動拠点である、JSTイノベーションサテライト滋賀を平成18年11月に誘致した。

産業廃棄物税や琵琶湖森林づくり県民税を導入し、それぞれ税を財源とした産業廃棄物の有効利用支援施策や森林整備の促進施策に活用した。

【課題】

琵琶湖環境科学研究センターでは、平成 20 年度からの 3 カ年を対象とした第 2 期中期計画に基づき、これまで以上に社会ニーズや行政ニーズに対応した試験研究を進めていく必要がある。

持続可能社会の実現に向けて、環境分野のみならず、土地利用、まちづくり、住宅、交通、産業振興といった様々な分野が連携した取り組みを進めていく必要がある。

経済的手法のほか、直接規制手法、間接規制手法、手続き的手法など、様々な政策手法をうまく組み合わせることで、効果的な環境保全施策の推進を図る必要がある。

第2章 戦略プロジェクトの推進

第1節 環境を支える人づくり

展開方向	主な成果や進捗状況等
体系的・総合的な環境学習の推進	
(1)環境学習支援体制の充実	平成17年6月に環境学習支援センターを開設。情報提供、交流機会の提供、指導者育成などを実施。
(2)ライフステージに応じた環境学習の実践の支援	幼児の自然体験型環境学習プログラム「うおーたんの自然体験プログラム」を県内の幼稚園・保育園に普及。 県内の小学5年生を対象にびわ湖フローティングスクールでの「湖の子」環境学習を実施。 平成18年度で森っこスクールを廃止し、平成19年度から森林環境学習「やまのこ」事業を開始。 「淡海生涯学習カレッジ」の実施。 地域における子どもの体験活動を推進する事業の実施。
(3)環境学習の推進計画の策定と普及	平成16年10月に滋賀県環境学習推進計画を策定。 平成20年3月に同計画を改定。

第2節 資源循環型社会の実現

展開方向	主な成果や進捗状況等
資源循環型まちづくりの推進	小舟木エコ村推進協議会（近江八幡市）310 エコの郷推進協議会（米原市：平成16年度終了）に対して支援。
資源循環型農村社会の構築	平成15年度より地域のバイオマスを持続的に有効活用するモデル農村づくりを支援。平成19年度末までに8地区において事業を実施。
産業活動に着目した資源循環モデルの構築	リサイクル製品認定(136製品)等により資源化産業を支援。平成20年度にクリーンセンター滋賀の開業予定。 エコタウン事業、南部広域処理システムは中止。
資源循環型社会の構築に向けた新エネルギーの導入	廃食油を使ったバイオディーゼル燃料（BDF）の普及を図るため、3路線でBDFを利用したバスの運行実証を実施。 木質バイオマスについては製材端材等を利用する熱供給施設の整備、ペレット製造機の導入とペレットストーブの開発、木質バイオマスを利用したガス化コージェネレーション（熱電併給システム）の実証実験を実施。

第3節 琵琶湖と流域の環境の回復

展開方向	主な成果や進捗状況等
健全な琵琶湖生態系の保全・回復	
(1)水辺の自然的環境保全対策の推進	<p>「水辺エコトーンマスタープラン」を策定。(平成16年3月)堤脚水路を活用したビオトープネットワークの検討。総合的なメカニズムの解明に向けての調査を実施。(平成19年度～)</p>
(2)生態系保全に向けた外来魚対策等の推進	<p>外来魚駆除事業により毎年400トンを超える外来魚を駆除。在来魚の放流。(水産重要種のウナギ、コウモリナ、アヒなど、および環境保全のためのウツヤゲンコウモリナなど)釣り人がノーリリースを行い環境を整備するため、外来魚回収ボックスや回収いけすを設置。</p>
健全な水環境の回復	
(1)森林整備の推進	<p>琵琶湖森林づくり条例および琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、従来 of 事業に加え、平成18年度から琵琶湖森林づくり事業を実施。</p>
(2)環境こだわり農業による水環境保全の推進	<p>「環境こだわり農業推進基本計画」に基づき農業排水対策を実施。また、平成22年度の環境こだわり農産物目標面積12,000haに向けて施策を展開。</p>
(3)流域を単位とした地域の取り組み推進	<p>県内7流域において設置されている流域協議会やこれらをつなぐ琵琶湖流域ネットワーク委員会で県民参加型環境保全活動を実施。</p>
(4)統合的流域管理による水質保全の推進	<p>琵琶湖環境科学研究センターと大学等の連携により、琵琶湖流域統合管理モデル(琵琶湖流域を対象として、環境保全施策の展開に伴う琵琶湖内の水質変化を予測するモデル)を構築。</p>
(5)琵琶湖淀川流域での取り組み推進	<p>流域ネットワークの行動計画の策定について、平成16年度に、琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議設立と「琵琶湖・淀川流域アジェンダの策定に向けて」の中間とりまとめを実施。</p> <p>都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」の推進については、平成16年度に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を策定、平成17年度に「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」を設置。</p> <p>南湖再生プロジェクトの推進については、平成18年度に「南湖再生ワーキンググループ」設置、平成19年度に「南湖湖底環境改善事業」に着手。</p>

第4節 環境リスクの低減

施策の展開	主な成果や進捗状況等
化学物質によるリスク管理の推進	P R T R法の報告を基に、使用量の多い化学物質の大気中濃度を把握するため、モニタリング調査を実施。 水質に関する工場施設管理自己診断シートの作成、普及。 環境汚染防止専門技術員を設置し、工場立入指導を通じて、自主管理体制の確立支援。
土壌・地下水汚染からのリスク対策の推進	土壌汚染対策法の対象外の事業場に対応するため、公害防止条例を改正し、土壌・地下水汚染に関する仕組みを追加。 地下水の水理・地質データの集約を行い、これをもとに地下水汚染事例に対応。

第5節 環境保全への基盤づくり

施策の展開	主な成果や進捗状況等
環境保全の研究拠点の整備	平成17年6月に滋賀県琵琶湖環境科学研究センターを開設。
環境リサーチコンプレックスの形成	環境リサーチコンプレックスの形成に向けた具体的な検討は行っていないが、研究機関相互が連携し、研究会の設置や共同研究を実施。
環境産業の創出・振興	資源循環型の生産工場を実現するための技術やシステム構築手法を開発する地域結集型共同研究事業の実施。 環境ビジネスメッセの開催。
環境情報拠点の整備	琵琶湖環境科学研究センターにおいて、インターネットを通じた環境情報データベースや地図情報、文献の検索システムなどにより、調査結果、研究成果等の情報を広く提供。